

保護命令申立事件 必要書類等一覧表

山口地方裁判所

費用		申立手数料	1000円 収入印紙		
郵便切手		2500円分の郵便切手 <内訳> 500円× 2枚 84円×10枚 2円×5枚 100円× 5枚 10円×15枚			
提出書類					
標目等	提出に当たっての留意事項等				部数
1 申立書(正本)	※ 左余白を3cm程度空ける。下余白にページ番号を記入する。				1部
2 申立書(写し)	申立書(正本)のコピーで可(相手方へ送付用)				1部
3 証拠書類等	警察又はDVセンターに相談していない場合、法12条3項により申立書に添付しなければならないものとされている書面(添付書類)		宣誓供述書		原本1部 写し1部
	【注意1】 証拠書類の原本は手元に保管し、裁判官との面接の際に裁判所に持参してください。		法律上又は事実上の夫婦であること等を証明する資料(添付書類)		各1部
	【注意2】 相手方に知られたくない連絡先の記載がないかどうか、十分に確認してください。		生活の本拠を共にする交際相手の場合(証拠書類)		写し2部
			暴力・脅迫を受けたことを証明する資料(証拠書類)		写し2部
			相手方から更なる暴力又は脅迫によって生命又は心身に重大な危害を受けるおそれがあることを証明する資料(証拠書類)		写し2部
			6か月間の退去等命令を求める場合(証拠書類)		
			子への接近禁止命令、電話等禁止命令を求める場合		
		親族等への接近禁止命令を求める場合		添付書類は1部、証拠書類は写し2部	
送達場所等の届出書	裁判所からの郵便物を受け取る場所や受取人を届け出るためのものです。				1部
	【再度申立の場合】前回の保護命令申立書写し、保護命令謄本の写し				各2部